弁護士の職務上の氏名の廃止

次のとおり、弁護士が職務上の氏名を廃止しましたので公告します。

所属会	登録番号	氏名	職務上の氏名
東京	28847	大島　義孝	大島　義孝
愛知県	32070	水野　祥子	崎田　祥子
〃	36313	山田　朝子	和志田朝子
千葉県	37254	佐藤　悠里	佐藤　悠里
東京	45173	北野さやか	北野さやか
第二東京	48095	福原あゆみ	福原あゆみ

平成25年7月1日　日本弁護士連合会

弁護士記章紛失公告

次のとおり弁護士記章の紛失届がありましたので公告します。なお、職務上の氏名を使用中の者については職務上の氏名を記載しています。

（記章番号）	（所属会）	（氏名）
7510	東京	網野　久治
10600	〃	小野寺利孝
23244	〃	進士　肇
23470	〃	若林　眞
35518	〃	鈴木　一毅
38865	〃	弘中　章
42788	〃	中野由紀子
20844	第一東京	渡邉　幸則
35966	〃	前田　千春
16514	第二東京	中下　裕子
39901	〃	本田　聡
45376	〃	谷田部真彰
45760	〃	川本　一徳
29608	横浜	井澤　秀昭
47468	栃木県	大内　一宏
26259	大阪	中川　由章
41540	〃	塩路　涼
45572	〃	坂戸　孝行
21597	兵庫県	前田　基博
32658	〃	遠藤　創史
35314	〃	中川裕紀子
33237	愛知県	本田　直樹
44444	〃	加藤　俊輔
24540	広島	荒井　秀則
38509	〃	臼井　康朗
12145	岡山	内藤　信義
18324	鹿児島県	永山　一秀
17929	岩手	渡邉　栄子

平成25年7月1日　日本弁護士連合会

外国法事務弁護士名簿の登録

下記のとおり外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第24条第２項の規定による外国法事務弁護士名簿の登録をしたので、同法第32条の規定により公告します。

記

年月日	登録番号	氏名	原資格国	所属会
平成25年6月1日	G849	宮本　敏和	アメリカ合衆国コロンビア特別区	東京
平成25年6月6日	G850	ジェレミー・デービッド・ピッツ	オーストラリアニューサウスウェルズ州	東京
平成25年6月18日	G851	デイヴィッド・リー・ファーマン	アメリカ合衆国カリフォルニア州	第二東京

平成25年7月1日　日本弁護士連合会

外国法事務弁護士名簿の登録取消し

下記のとおり外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第30条第１項の規定による外国法事務弁護士名簿の登録の取消しをしたので、同法第32条の規定により公告します。

記

年月日	事由	登録番号	氏名	原資格国	所属会
平成25年6月30日	請求	G652	アンソニー・ジョセフ・ルナ	アメリカ合衆国カリフォルニア州	第一東京
平成25年6月30日	請求	G699	クリントン・リー・コナー	アメリカ合衆国ニューヨーク州	第二東京
平成25年6月30日	請求	G785	ジャスティン・サウ・チン・チュン	オーストラリアニューサウスウェルズ州	第一東京

平成25年7月1日　日本弁護士連合会

外国法事務弁護士氏名変更の公告

次のとおり、外国法事務弁護士氏名の変更の届出がありましたので公告します。

所属会	登録番号	氏名（旧）	氏名（新）
第二東京	G390	ブライアン・グレゴア・ストラーン	ブライアン・グレガー・ストラーン

平成25年7月1日　日本弁護士連合会

外国法事務弁護士記章紛失公告

次のとおり外国法事務弁護士記章の紛失届がありましたので公告します。なお、職務上の氏名を使用中の者については職務上の氏名を記載しています。

（記章番号）	（所属会）	（氏名）
G748	第二東京	ヒバハルド・ハファマルツ

平成25年7月1日　日本弁護士連合会

会社その他

解散公告

当社は、平成二十五年六月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月二十九日

北海道天塩郡豊富町字上サロベツ二五四八番地四五　有限会社サンワ車輛サービス

清算人　平井　幸子

解散公告

当社は、平成二十五年六月二十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月二十九日

山形県鶴岡市湯田川字岩清水三一番地八　有限会社鶴岡サーキット

清算人　田中　秀昭

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月二十日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目二六番地三　有限会社ヤマトミ

清算人　井山　桂子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月二十九日

千葉県柏市大青田一一一五番地　株式会社オオシマ関東

代表清算人　大島　英雄